

第3回 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会 会 議 次 第

日 時：平成16年3月30日(火)午後1時30分

場 所：大信村農村環境改善センター

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第9号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

(2) 協議事項

協議第8号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約の一部を改正する規約について

協議第9号 平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事業計画(案)について

協議第10号 平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算(案)について

協議第11号 新市将来構想(案)について

(人口推計(2次推計)結果について)

(財政シミュレーション結果について)

協議第12号 住民意識調査票(案)について

協議第13号 第4回協議会の開催日程について

(3) その他

合併協定項目について

4 閉 会

第3回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

報告事項

報告第9号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

報告第9号

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況について

平成16年2月27日から平成16年3月30日までの、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会に関する活動状況について次のとおり報告します。

期 日	項 目	会 場
2月27日(金)	合併先進地視察研修(千曲市)	長野県千曲市
3月2日(火)	市町村合併問題セミナー(ロータリークラブ主催)	サンルート白河
3月10日(水)	合併先進地視察研修(佐野市・田沼町・葛生町合併協議会)	栃木県佐野市
3月11日(木)	第2回合併協議会ネットワーク会議	県庁
3月12日(金)	第2回将来構想検討部会	任意協議会事務局会議室
3月19日(金)	第3回将来構想検討部会	任意協議会事務局会議室
3月22日(月)	協議会だより(第2号)の発行	
3月24日(水)	第2回幹事会	任意協議会事務局会議室
3月25日(木)	正副会長会議	白河市役所
3月27日(土)	地域づくり講演会(地域づくり講演会実行委員会主催)	マイタウン白河
3月30日(火)	第3回協議会	大信村農村環境改善センター

第3回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

協議事項

- 協議第8号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約の一部を改正する規約について
- 協議第9号 平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事業計画(案)について
- 協議第10号 平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算(案)について
- 協議第11号 新市将来構想(案)について
(人口推計(2次推計)結果について)
(財政シミュレーション結果について)
- 協議第12号 住民意識調査票(案)について
- 協議第13号 第4回協議会の開催日程について

協議第 8 号

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約の一部を改正する規約

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、助役を置かない市村においては、当該市村長の指定する者とする。

附 則

この規約は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約（改正後）

（設置）

第1条 白河市、表郷村及び大信村（以下「関係市村」という。）は、関係市村の合併に関する諸問題について検討及び協議を行うため、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 関係市村の合併に関する検討及び協議
- （2） 関係市村の合併後の新市建設計画案に関する協議
- （3） 前2号に掲げるもののほか、関係市村の合併に関して必要な事項の協議

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 関係市村の長及び助役
- （2） 関係市村の議会の議長及び副議長
- （3） 関係市村の議会が選出した議員 各1人
- （4） 関係市村の長がそれぞれ定めた住民を代表する者 各5人

2 前項第1号の規定にかかわらず、助役を置かない市村においては、当該市村長の指定する者とする。

3 委員は、非常勤とする。

（役員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 2人
- （3） 監事 3人

2 会長には白河市長を、副会長には表郷村長及び大信村長をもって充てる。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

（役員の職務）

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

（顧問）

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じ、第2条に規定する協議会の事務について助言することができる。

3 顧問は、非常勤とする。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(関係職員等の出席)

第8条 協議会は、必要に応じて関係市村の職員等の出席を求め、説明又は意見の聴取をすることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、白河市に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、関係市村の長が協議して定めた者をもって充てる。

4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、関係市村が協議して別に定める。

(財務)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第13条 協議会の委員は、報償及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項に定める報償及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成15年12月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事業計画（案）

事業内容	実施時期等
<p>1. 協議会の開催</p> <p>(1) 新市将来構想に関する協議</p> <p>(2) 合併協定項目に関する予備的な協議</p> <p>(3) 法定協議会への移行に関する協議</p> <p>(4) その他合併に関する協議</p> <p>2. 広報活動</p> <p>(1) 新市将来構想概要版の配布</p> <p>(2) 協議会だよりの発行</p> <p>(3) 協議会ホームページの運営</p> <p>3. 住民意識調査の実施</p> <p>(1) アンケートの配付・回収</p> <p>(2) アンケートの集計</p> <p>(3) 報告書の作成</p> <p>4. 幹事会、専門部会、分科会の開催</p> <p>(1) 協議会提案事項の協議、調整及びその他合併に必要な事項についての協議(幹事会)</p> <p>(2) 合併に関する専門的な協議、調整(専門部会、分科会)</p> <p>5. その他、協議のために必要な事項</p>	<p>定例開催(月1回程度の予定)</p> <p>・ 4月中旬を予定</p> <p>・ 月1回程度の発行を予定</p> <p>・ 随時更新</p> <p>・ 4月中旬から下旬までを予定</p> <p>・ 5月中旬を予定</p> <p>・ 5月下旬を予定(5月の協議会まで)</p> <p>・ 随時開催</p>

平成16年度 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算(案)

1 総括

【収入】

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	3,636	4,731	1,095
2 県支出金	2,000	8,000	6,000
3 繰越金	1	0	1
4 諸収入	1	1	0
収入合計	5,638	12,732	7,094

【支出】

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 協議会費	5,527	12,482	6,955
2 予備費	111	250	139
支出合計	5,638	12,732	7,094

平成16年度 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算(案)

1 総括

【収入】

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	3,636	4,731	1,095
2 県支出金	2,000	8,000	6,000
3 繰越金	1	0	1
4 諸収入	1	1	0
収入合計	5,638	12,732	7,094

【支出】

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 協議会費	5,527	12,482	6,955
2 予備費	111	250	139
支出合計	5,638	12,732	7,094

2 収入

(単位:千円)

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説 明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額	
				県支出金	その他				
1 分担金及び負担金	3,636	4,731	1,095			3,636		3,636	
1 負担金	3,636	4,731	1,095			3,636		3,636	
1 負担金	3,636	4,731	1,095			3,636	1 関係市村負担金	3,636	白河市 2,909 表郷村 436 大信村 291 ・人口割 白河市 80% 表郷村 12% 大信村 8%
2 県支出金	2,000	8,000	6,000	2,000				2,000	
1 県補助金	2,000	8,000	6,000	2,000				2,000	
1 県補助金	2,000	8,000	6,000	2,000			1 県補助金	2,000	広域行政体制整備推進事業交付金
3 繰越金	1	0	1			1		1	
1 繰越金	1	0	1			1		1	
1 繰越金	1	0	1			1	1 繰越金	1	平成15年度繰越金
4 諸収入	1	1	0			1		1	
1 諸収入	1	1	0			1		1	
1 諸収入	1	1	0			1	1 雑入	1	預金利子等
収入合計	5,638	12,732	7,094	2,000	1	3,637		5,638	

3 支出

(単位:千円)

款 項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説 明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額	
				県支出金	その他				
1 協議会費	5,527	12,482	6,955	2,000	1	3,526		5,527	
1 協議会費	5,527	12,482	6,955	2,000	1	3,526		5,527	
1 協議会費	5,527	12,482	6,955	2,000	1	3,526	4 共済費	52	・臨時職員共済費
							7 賃金	378	・臨時職員賃金
							8 報償費	432	・協議会委員報償
							9 旅費	129	・普通旅費
							11 需用費	1,165	・消耗品費 157 ・燃料費 22 ・印刷製本費 756 ・光熱水費 180 ・食糧費 50
							12 役務費	776	・通信運搬費 766 ・手数料 10
							13 委託料	2,295	・新市将来構想策定業務 420 ・財政シミュレーション作成業務 315 ・住民アンケート調査業務 1,050 ・事務事業一元化業務 315 ・会議録作成業務 158 ・事務所清掃業務 37
							14 使用料及び賃借料	300	・会場使用料 90 ・事務機使用料 210
2 予備費	111	250	139			111		111	
1 予備費	111	250	139			111		111	
1 予備費	111	250	139			111	1 予備費	111	
支出合計	5,638	12,732	7,094	2,000	1	3,637		5,638	

協議第11号

新市将来構想（案）について

新市将来構想（案）については別紙のとおりとする。

記

- 1 新市将来構想（案）
（人口推計（2次推計）結果について）
（財政シミュレーションに結果について）
- 2 新市将来構想ダイジェスト版（案）

協議第12号

住民意識調査票（案）について

第2回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会において承認いただいた「合併に関する住民意識調査実施要領」に基づき、別紙「市町村合併に関するアンケート調査（案）」によりアンケート調査を行います。

協議第13号

第4回協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成16年4月27日(火) 午後1時30分	白河市役所 正庁

第3回

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

その他

1 合併協定項目

その他

合併協定項目について

今後移行する予定の法定合併協議会において協議すべき合併協定項目については次に掲げるものを予定しています。

．基本的な項目

- 1 合併の方式に関する事。
- 2 合併の期日に関する事。
- 3 新市の名称に関する事。
- 4 新市の事務所の位置に関する事。
- 5 財産の取扱いに関する事。

．合併特例法に規定されている項目

- 6 地域審議会の取扱いに関する事。
- 7 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事。
- 8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事。
- 9 地方税の取扱いに関する事。
- 10 一般職の職員の身分の取扱いに関する事。

．その他の項目

- 11 特別職の職員の身分の取扱いに関する事。
- 12 条例、規則等の取扱いに関する事。
- 13 事務組織及び機構の取扱いに関する事。
- 14 一部事務組合等の取扱いに関する事。
- 15 使用料、手数料等の取扱いに関する事。
- 16 公共的団体等の取扱いに関する事。
- 17 各種団体への補助金・交付金の取扱いに関する事。
- 18 町名・字名の取扱いに関する事。
- 19 慣行の取扱いに関する事。
- 20 国民健康保険事業の取扱いに関する事。
- 21 介護保険事業の取扱いに関する事。
- 22 消防団の取扱いに関する事。
- 23 行政区の取扱いに関する事。
- 24 各種事務事業の取扱いに関する事。
- 25 新市建設計画に関する事。